

議案第 2 1 号

## 新市建設計画の策定方針について

長岡市・寺泊町合併協議会における新市建設計画の策定方針について、別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

長岡市・寺泊町合併協議会  
会長 森 民 夫



## 新市建設計画策定方針（案）

### 1 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡市と寺泊町の合併による一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

### 2 計画策定の基本方針

- (1) 「長岡地域新市将来構想」及び「長岡地域新市建設計画」を基本に策定することとする。
- (2) 「長岡地域新市建設計画」に長岡市と寺泊町との合併に必要な内容を追記するものとするが、長岡地域合併協議会で策定した内容は変更しないものとする。

### 3 計画対象地域

長岡市と寺泊町の全区域

### 4 長岡市と寺泊町の合併において追加する主な内容

- (1) 新市建設の基本方針  
寺泊地域の夢（地域別整備活動方針及び活動展開）
- (2) 新市建設の施策  
長岡市と寺泊町に係る新市による根幹事業と新潟県の根幹事業
- (3) 財政計画  
(2)の事業を実施するための歳入・歳出の計画

### 5 策定手順

- (1) 住民意向を取り入れながら、長岡地域新市将来構想に基づく寺泊地域の整備・活動方針を策定する。
- (2) 長岡地域新市建設計画に基づき、長岡市と寺泊町において登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらを基に小委員会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画（案）を作成する。
- (3) 計画（案）は、県知事に対する事前協議及び正式協議を経て、新市建設計画として決定する。

### 6 構成

長岡地域新市建設計画による。

## 市町村建設計画の法的位置づけについて

### 1 . 市町村建設計画とは

市町村建設計画とは、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成される。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっている。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成するものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされている。(合併特例法第 5 条第 2 項)

### 2 . 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものであるが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が例示されている。(合併特例法第5条第1項)

計画に定める基本的な項目	内容
合併市町村の建設の基本方針 (合併特例法 5 条 1 項 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併市町村の将来像や具体的な目標</li> <li>・ 将来像を実現するための、まちづくりの基本方針</li> <li>・ 長期展望に基づいた適切な地域別整備の方針</li> </ul>
合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 (合併特例法 5 条 1 項 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくりの基本方針に基づく、ハード・ソフト事業</li> </ul>
公共的施設の統合整備に関する事項 (合併特例法 5 条 1 項 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共的施設の適正配置や統合整備</li> </ul>
合併市町村の財政計画 (合併特例法 5 条 1 項 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳入、歳出の見込み</li> </ul>

### 3 . 策定上の留意事項

- ( 1 ) 「総合的」とは、計画が単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきであること。
- ( 2 ) 「効果的」とは、計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく真に合併市町村の建設に資する事業を選び合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきであること。
- ( 3 ) 「住民の福祉の向上」とは、市町村建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っているとともに併せて組織及び運営の合理化を図る必要があるということ。
- ( 4 ) 「合併市町村の均衡ある発展に資する」とは、それぞれの地域について、振興整備等の方策が特に市町村建設計画に明確に位置付けられるべきであるということ。

